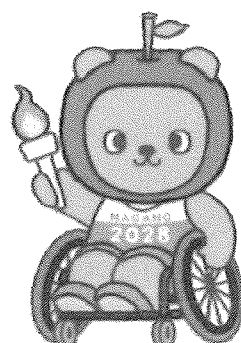


# 第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会 設立総会・第1回総会



長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

行こう。それぞれの頂へ。



## 信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

日時：令和6年7月17日（水）午後2時～  
会場：JA佐久浅間 ベルウィンこもろ3階

# 目 次

## 設立総会

### 【設立発起人紹介】

- ・ 設立発起人紹介、設立発起人名簿 P 4
- ・ 設立発起人代表あいさつ

### 【説明事項】

- (1) 第 8 2 回国民スポーツ大会の概要 P 5
- (2) 第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市開催競技・開催予定会場 P 7
- 参考資料 競技会場地一覧 P 8
- (3) 第 8 2 回国民スポーツ大会開催に向けたスケジュール P 9
- (4) 第 8 2 回国民スポーツ大会開催準備経過 P10

### 【報告事項】

- (1) 第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会設立趣意書 P11

### 【議 事】

#### 第 1 号議案

- 第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会会則（案） P12

- 参考資料 小諸市準備委員会組織図 P16

#### 第 2 号議案

- 第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会委員・役員等名簿（案） P17

## 第 1 回総会

### 【議 事】

#### 第 1 号議案

- 第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市開催基本方針（案） P22

#### 第 2 号議案

- 第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会令和 6 年度事業計画（案） P23

#### 第 3 号議案

- 第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会令和 6 年度収支予算（案） P24

#### 第 4 号議案

- 第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会総会から常任委員会への  
委任事項（案） P25

### 【報告事項】

- (1) 第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会事務局規程 P26

# 設 立 総 会

## 第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会設立総会次第

- 1 開 会
- 2 設立発起人紹介、設立発起人名簿 P 4
- 3 設立発起人代表あいさつ
- 4 説明事項
  - (1) 第82回国民スポーツ大会の概要 P 5
  - (2) 第82回国民スポーツ大会小諸市開催競技・開催予定会場 P 7
  - 参考資料 競技会場地一覧 P 8
  - (3) 第82回国民スポーツ大会に向けたスケジュール P 9
  - (4) 第82回国民スポーツ大会開催準備経過 P10
- 5 報告事項
  - (1) 第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会設立趣意書 P11
- 6 仮議長選出
- 7 議 事
  - 第1号議案
    - 第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会会則（案） P12
    - 参考資料 小諸市準備委員会組織図 P16
  - 第2号議案
    - 第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会委員・役員等（案） P17
- 8 閉 会

## 小諸市準備委員会設立発起人会 発起人名簿

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職名	氏 名
小 諸 市 長	小 泉 俊 博
小 諸 市 議 会 議 長	丸 山 正 昭
小 諸 商 工 会 議 所 会 頭	塩 川 秀 忠
一 般 財 団 法 人 小 諸 市 ス ポ ー ツ 協 会 会 長	清 水 勝 彦
長 野 県 レ ス リ ン グ 協 会 会 長	中 嶋 則 行
小 諸 市 教 育 委 員 会 教 育 長	山 下 千 鶴 子
小 諸 市 副 市 長	田 中 尚 公

## 第82回国民スポーツ大会の概要

### 1 趣 旨

本大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催される国内最大のスポーツの祭典です。

### 2 主 催

本大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省及び開催地都道府県とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等及び会場地市町村を含めたものとします。

### 3 大会の開催時期等（予定）

- ・開催時期…令和10年9月中旬～10月中旬
- ・開催期間…11日間以内

※上記の詳細は、大会開催3年前（令和7年）に日本スポーツ協会が開催県と協議し決定。

※「国民体育大会」は、スポーツ基本法の改正に伴い、令和5年から「国民スポーツ大会」と大会名称が変更され、令和6年の第78回大会から適用。

- 【参考】
- 令和6年：第78回 国民スポーツ大会（佐賀県）
  - 令和7年：第79回 国民スポーツ大会（滋賀県）
  - 令和8年：第80回 国民スポーツ大会（青森県）
  - 令和9年：第81回 国民スポーツ大会（宮崎県）

### 4 愛称・スローガン・マスコットキャラクター・ロゴデザイン

#### ■ 愛 称

# 信州やまなみ国スポ・全障スポ

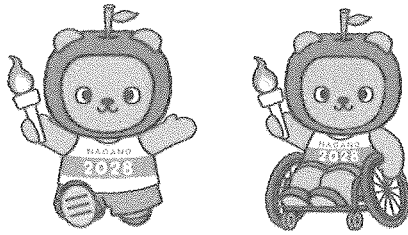
日本の屋根と呼ばれ、多くの美しい山々を有する長野県。大会に関わるすべての人が、信州の山脈のようにつらなり、手を取り合い、未来へとつながる大会を目指します。

#### ■ スローガン

# 行こう。それぞれの頂へ。

頂点を目指すだけが大会の意味ではなく、それぞれにそれぞれが思うゴールがあります。選手や観戦する人、ボランティアなど、大会に関わるすべての人が、自分の思い描く頂（いただき）を目指す様子をイメージしています。

■ マスコットキャラクター



長野県PRキャラクター「アルクマ」 ©長野県アルクマ

■ ロゴデザイン

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

5 実施予定競技

・<正式競技> ○ 37 競技

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ローイング	ホッケー
ボクシング	バレーボール	体操
バスケットボール	レスリング	セーリング
ウエイトリフティング	ハンドボール	自転車
ソフトテニス	卓球	軟式野球
相撲	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	クレール射撃
なぎなた	ボウリング	ゴルフ
トライアスロン		

<冬季大会> ○ 3 競技

スキー	スケート	アイスホッケー
-----	------	---------

<公開競技> ○ 8 競技

バウンドテニス	エアロビック	スポーツチャンバラ
ダンススポーツ	綱引	ゲートボール
武術太極拳	パワーリフティング	

<デモンストレーション競技> ○ 2 競技

少林寺拳法	マレットゴルフ
-------	---------

<特別競技> ○ 1 競技

高等学校野球
--------

## 第82回国民スポーツ大会小諸市開催競技・開催予定会場

### <正式競技>

開催競技	種別	開催予定会場
レスリング	成年男子 少年男子 女子	小諸市総合体育館

### 参考資料

#### 参加人数等

[参考] ※ (令和5年開催 鹿児島国体 レスリング競技) : 数値は延べ人数

○選手・監督 : 2,972 人

○大会関係者 : 1,732 人

○観覧者数 : 6,496 人

○宿泊者数 : 3,737 人

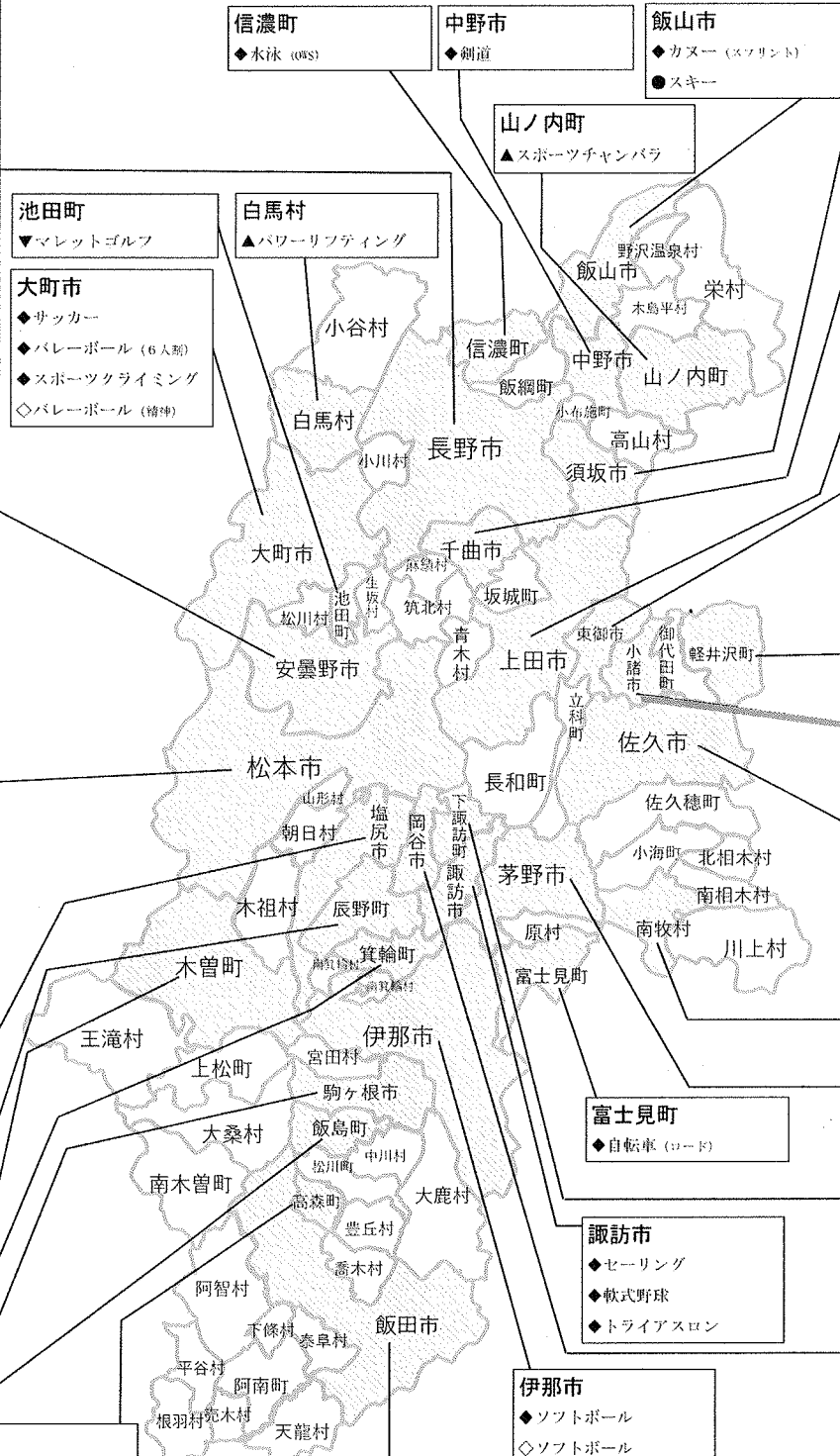
○競技役員等動員数 : 1,769 人

# 信州やまなみ国スポ・全障スポ 競技会場都市町村



- ◆国スポ 正式競技 (本大会) : 37競技/28市町村・県外1市町村
- ◆国スポ 正式競技 (冬季大会) : 3競技/5市町村
- ▲国スポ 公開競技 : 8競技/7市町村
- ▼国スポ デモンストレーションスポーツ : 2競技/2市町村
- 国スポ 特別競技 : 1競技/2市町村
- ◇全障スポ 正式競技 : 個人7競技・団体7競技/9市町村

- 長野市**
  - ◆水泳 (競泳、飛込、水球、AS)
  - ◆サッカー
  - ◆体操 (演技)
  - ◆バスケットボール
  - ◆ライフル射撃 (P)
  - ◆ボウリング
  - スケート (スピード、フィギュア)
  - 高等学校野球 (軟式)
  - ◇水泳
  - ◇ボウリング
  - ◇バスケットボール
  - ◇車いすバスケットボール
- 安曇野市**
  - ◆バレーボール (6人制)
  - ◆ウエイトリフティング
  - ▲ダンススポーツ
  - ◇バレーボール (身体)
- 松本市**
  - 【総合開閉・開会式】
  - ◆陸上競技
  - ◆サッカー
  - ◆テニス
  - ◆バレーボール (6人制)
  - ◆自転車 (トラック)
  - ◆軟式野球
  - ◆なぎなた
  - ▲ゲートボール
  - ▲エアロビック
  - ◇陸上競技
  - ◇バレーボール (知的)
  - ◇サッカー
- 塩尻市**
  - ◆バドミントン
  - ◆銃剣道
- 辰野町**
  - ◆クレイ射撃
- 木曾町**
  - ◆相撲
- 箕輪町**
  - ◆フェンシング
- 駒ヶ根市**
  - ◆ホッケー
- 飯島町**
  - ◆ホッケー
- 高森町**
  - ◆バレーボール (ビーチバレーボール)
  - ◆カヌー (スラローム、ワイルドウォーター)



- 池田町**
  - ▼マレットゴルフ
- 白馬村**
  - ▲パワーリフティング
- 小谷村**
- 白馬村**
- 小川村**
- 大町市**
  - ◆サッカー
  - ◆バレーボール (6人制)
  - ◆スポーツクライミング
  - ◇バレーボール (精神)

- 信濃町**
  - ◆水泳 (OVS)

- 中野市**
  - ◆剣道

- 飯山市**
  - ◆カヌー (スラローム)
  - スキー

- 須坂市**
  - ◆体操 (トランポリン)
- 千曲市**
  - ◆体操 (新体操)
  - ◆ハンドボール
  - ◇ボッチャ
- 上田市**
  - ◆ハンドボール
  - ◆ソフトテニス
  - ◆軟式野球
  - ◆ラグビーフットボール
- 東御市**
  - ◆ボクシング
  - ◆ハンドボール
- 軽井沢町**
  - ◆ゴルフ
  - アイスホッケー
  - ▲バウンドテニス
- 小諸市**
  - ◆レスリング
- 佐久市**
  - ◆軟式野球
  - ◆柔道
  - ◆アーチェリー
  - ◆空手道
  - ▲武術太極拳
  - ▼少林寺拳法
  - ◇アーチェリー
- 南牧村**
  - スケート (ショートトラック)
- 茅野市**
  - ◆軟式野球
  - ◇フライングディスク
- 下諏訪町**
  - ◆ローイング
  - ◆トライアスロン
- 岡谷市**
  - ◆卓球
  - ◆トライアスロン
  - アイスホッケー
  - ▲綱引
  - ◇卓球
- 県外開催 福井県福井市**
  - ◆ライフル射撃 (P以外)

- 山ノ内町**
  - ▲スポーツチャンバラ
- 飯山市**
  - 野沢温泉村
  - 木島半村
  - 栄村
- 信濃町**
  - 飯綱町
  - 飯網町
  - 小布施町
- 中野市**
  - 高山村
  - 須坂市
- 千曲市**
  - 麻績村
  - 筑北村
  - 坂城町
  - 東御市
  - 御代田町
  - 立科町
- 上田市**
  - 青木村
  - 小諸市
  - 佐久市
  - 佐久穂町
  - 小海町
  - 北相木村
  - 南相木村
  - 川上村
- 茅野市**
  - 原村
  - 富士見町
- 諏訪市**
  - ◆セーリング
  - ◆軟式野球
  - ◆トライアスロン
- 伊那市**
  - ◆ソフトボール
  - ◇ソフトボール
  - ◇グランドソフトボール
  - ◇フットソフトボール

- 飯田市**
  - ◆弓道
  - 高等学校野球 (軟式)

第82回国民スポーツ大会に向けたスケジュール

年度	主要日程	小諸市準備組織	小諸市
令和5年度 (2023年) 【5年前】 鹿児島県	開催内定		
令和6年度 (2024年) 【4年前】 佐賀県		設立 発起人会 ↓ 準備委員会 設立 ↓ 総会・常任委員会 ・各専門委員会 随時開催	令和6年4月1日 国民スポーツ大会準備室設置
令和7年度 (2025年) 【3年前】 滋賀県	会場地総合視察 (日本スポーツ協会・文科省) ↓ 開催決定・会期決定	↓ 実行委員会発足 (準備委員会改組)	
令和8年度 (2026年) 【2年前】 青森県		総会・常任委員会 ・各専門委員会 随時開催	組織拡大 大会終了まで ↓ 大会実施本部 設置
令和9年度 (2027年) 【1年前】 宮崎県	中央競技団体 第2次視察	国民スポーツ大会 リハーサル大会 開催	
令和10年度 (2028年) 【開催年】 長野県	第82回国民スポーツ大会開催		
		実行委員会解散	

## 第82回国民スポーツ大会開催準備経過

※  部分は市関係分

年	月	内 容
平成28年	6月	(公財)長野県体育協会が2巡目国体招致要望書を、長野県知事、長野県議会議長及び長野県教育委員会あてに提出
平成29年	2月	平成29年2月長野県議会の知事議案説明において、「国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を2027年に長野県に招致するべく取り組む」ことを表明
	3月	平成29年2月長野県議会において、「第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	5月	長野県知事、長野県教育長、(公財)長野県体育協会専務理事、(公財)長野県障がい者スポーツ協会常務理事が文部科学大臣あてに、第82回国民体育大会(本大会及び冬季大会)及び第27回全国障害者スポーツ大会開催要望書を提出
		長野県知事、長野県教育長、(公財)長野県体育協会専務理事が(公財)日本体育協会会長あてに、第82回国民体育大会(本大会及び冬季大会)開催要望書を提出
	7月	(公財)日本体育協会理事会において、長野県を2027年開催の第82回国民体育大会(本大会及び冬季大会)の開催申請書提出県として了解(開催内々定)
	12月	第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会設立総会・第1回総会を開催
平成30年	4月	国体長野県準備室 第1回市町村説明会へ参加
	7月	第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会市町村競技開催希望調査書を提出
	11月	長野県準備委員会第2回常任委員会において、会場地市町村第1次選定(内定) 本大会:小諸市 レスリング競技
令和元年	10月	先催県視察 いばらき国体 レスリング競技 会場:茨城県 水戸市
令和2年	10月	(公財)日本スポーツ協会から、長野県を令和10年(2028年)開催の第82回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)の開催申請書提出県として決定通知(開催年変更)
	12月	長野県準備委員会が名称を「第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」から「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」に改称
令和4年	10月	先催県視察 とちぎ国体 レスリング競技 会場:栃木県 足利市
令和5年	1月	中央競技団体による競技会場 正規視察 レスリング競技
	7月	(公財)日本スポーツ協会の理事会において、第82回国民スポーツ大会(冬季大会・本大会)の開催地として長野県が内定
	9月	先催県視察 かごしま国体 レスリング競技 会期前開催(9/21~9/24) 会場:鹿児島県 日置市
令和6年	4月	令和6年4月の小諸市組織改正に伴い、教育委員会スポーツ課に「国民スポーツ大会準備室」を設置
	5月	第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会設立発起人会を開催
	7月	第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会設立総会・第1回総会を開催

## 第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会設立趣意書

国民スポーツ大会は、昭和21年の第1回大会以来、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

長野県においては、昭和53年(1978年)に第33回国民体育大会(やまびこ国体)が開催され、当市では市民一丸となってレスリング競技会を成功に導き、その後の当市のスポーツ振興に大きく貢献しました。

今般、50年ぶりとなる令和10年(2028年)に第82回国民スポーツ大会が長野県、そして小諸市で開催されることは、トップアスリートの競技に身近で触れることで市民のスポーツへの関心が高まり、更なるスポーツ活動の普及・振興につながるとともに、本市の豊かな自然や歴史、文化、食などの様々な魅力を全国に向けて発信する絶好の機会でもあります。

また、本大会開催に向けて市民をはじめ関係団体が一体となった取り組みは、市全体の絆と連帯感を高め、「住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸」の実現に向けて極めて有意義なものになると期待されます。

このような意義ある大会を成功に導くために「第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会」を設立し、本市の総力を結集して諸準備に万全を期するものであります。

令和6年5月15日

### 第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会設立発起人

小諸市長	小泉 俊博
小諸市議会議長	丸山 正昭
小諸商工会議所会頭	塩川 秀忠
一般財団法人小諸市スポーツ協会会長	清水 勝彦
長野県レスリング協会会長	中嶋 則行
小諸市教育委員会教育長	山下千鶴子
小諸市副市長	田中 尚公

## 第1号議案

### 第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会会則（案）

#### 第1章 総則

##### （名称）

第1条 本会は、第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

##### （目的）

第2条 準備委員会は、第82回国民スポーツ大会において、小諸市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

##### （所掌事項）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

#### 第2章 組織

##### （組織）

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 小諸市を代表する者
- (2) 小諸市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

##### （役員）

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

##### （役員を選任）

第6条 会長は、小諸市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。  
ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任に関すること。
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査及び審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査及び審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

### (経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

### (予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

### (解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 第8章 補則

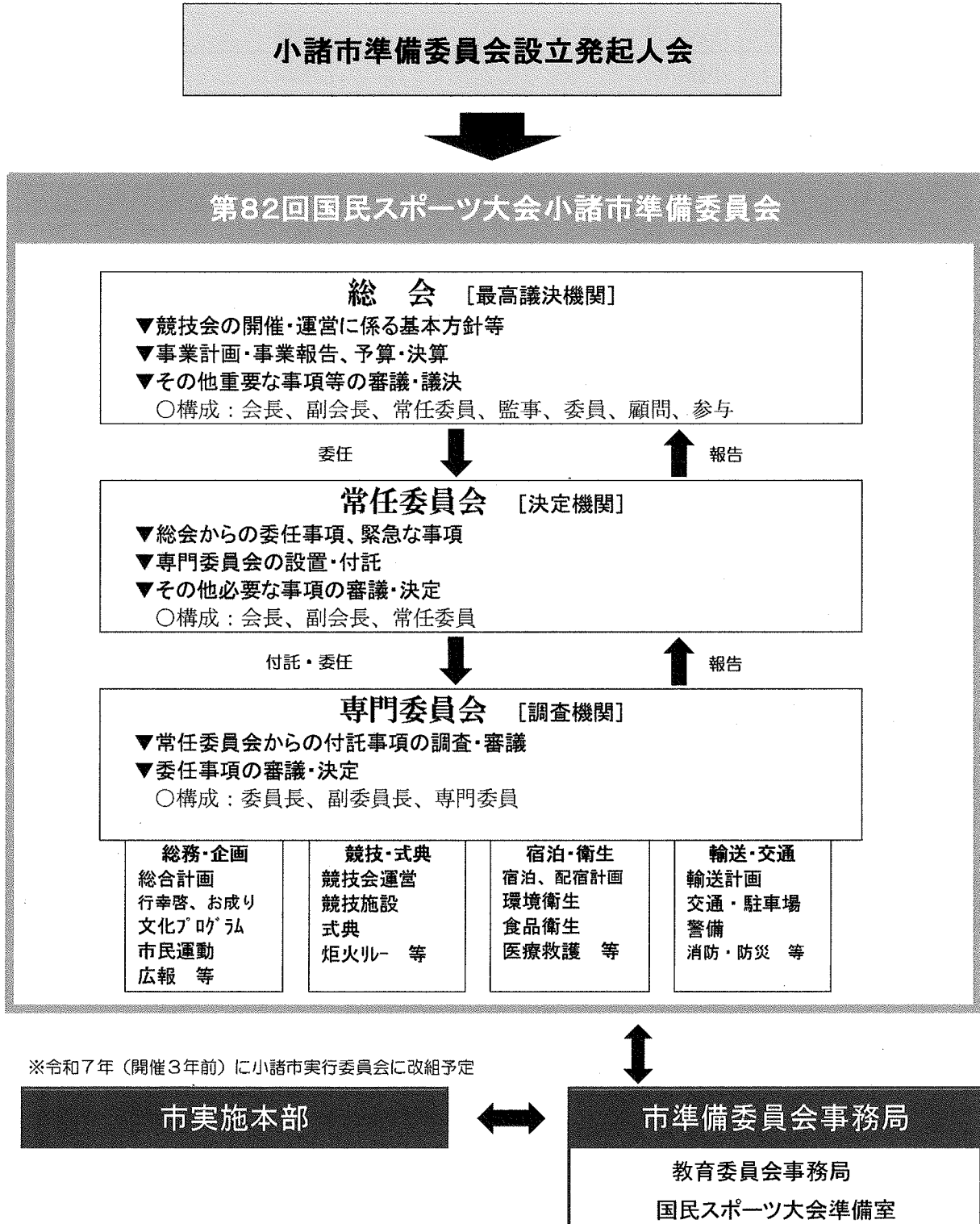
### (委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この会則は、令和6年7月17日から施行する。

## 第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会組織図



[国民スポーツ大会開催基準要項 第25項]

開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

第2号議案

第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会 委員・役員等（案）

【会長】1名

	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市関係	小諸市	市長	小泉 俊博

【副会長】6名

	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市議会関係	小諸市議会	議長	丸山 正昭
2	市関係	小諸市	副市長	田中 尚公
3	市関係	小諸市教育委員会	教育長	山下 千鶴子
4	産業・経済関係	小諸商工会議所	会頭	塩川 秀忠
5	スポーツ関係	一般財団法人小諸市スポーツ協会	会長	清水 勝彦
6	県競技団体	長野県レスリング協会	会長	中嶋 則行

【常任委員】27名

	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市議会関係	小諸市議会	副議長	土屋 利江
2		小諸市議会 総務文教委員会	委員長	田中 寿光
3		小諸市議会 市民福祉委員会	委員長	小林 重太郎
4		小諸市議会 産業建設委員会	委員長	小林 一彦
5	県関係	小諸警察署	署長	柳澤 将司
6	市競技団体	小諸市レスリング協会	会長	小沢 治
7	スポーツ関係	小諸市スポーツ推進審議会	会長	清水 勝彦
8		小諸市スポーツ推進委員会	会長	清水 和正
9	学校関係	小諸市校長会	会長	渡辺 玲子
10		長野県立小諸商業高等学校	校長	坂口 健之
11	産業・経済関係	佐久浅間農業協同組合	常勤監事	塩川 隆幸
12		小諸飲食店組合	組合長	斉藤 晴久
13	輸送・交通関係	公益財団法人長野県バス協会	東信エリア代表	白鳥 明
14		一般社団法人長野県タクシー協会	佐久支部長	両川 博之
15	宿泊・観光・衛生 関係	一般社団法人こもろ観光局	理事長	富岡 正樹
16		小諸ホテル旅館業組合	組合長	後藤 英男
17	医療関係	一般社団法人小諸北佐久医師会	会長	坂口 宇多彦
18		浅間南麓こもろ医療センター	病院長	橋本 晋一
19	消防・警備関係	小諸交通安全協会	会長	伊藤 正直
20	社会团体関係	社会福祉法人小諸市社会福祉協議会	会長	細谷 信治

【常任委員】

	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
21	市関係	小諸市総務部	部長	柳澤 学
22		小諸市市民生活部	部長	山浦 猛史
23		小諸市保健福祉部	部長	土屋 雅志
24		小諸市産業振興部	部長	金井 圭二
25		小諸市建設水道部	部長	山浦 謙一
26		小諸市議会事務局	事務局長	塩川 秀治
27		小諸市教育委員会事務局	教育次長	安藤 貴正

【監 事】 2名

	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	スポーツ関係	小諸市スポーツ推進委員会	副会長	笠原 かず江
2	市関係	小諸市	会計管理者	柳沢 千恵子

【委 員】 13名

	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	県関係	長野県佐久地域振興局	局長	原 啓明
2		長野県佐久保健福祉事務所	所長	小林 良清
3		長野県佐久建設事務所	所長	大瀬木 弘
4	スポーツ関係	小諸市スポーツ少年団	本部長	柏木 景岳
5	学校関係	長野県小諸養護学校	校長	星合 祐一
6		小諸看護専門学校	校長	坂口 宇多彦
7		学校法人佐久学園佐久大学	学長	坂江 千寿子
8	輸送・交通関係	しなの鉄道株式会社小諸駅	駅長	上原 雄一
9		東日本旅客鉄道株式会社長野支社小海線統括センター	所長	中村 麻紀
10	宿泊・観光・衛生関係	佐久食品衛生協会	会長	町田 公一
11	社会団体関係	小諸市PTA連合会	会長	塩川 侑佳
12		小諸市高齢者クラブ連合会	会長	清水 清勝
13	市関係	佐久地域広域連合消防本部小諸消防署	署長	高橋 明則

【顧 問】 1名

	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	県議会関係	長野県議会（小諸市選挙区選出）	議員	山岸 喜昭

【参 与】22名

	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市議会関係	小諸市議会	議員	清水 みき枝
2		小諸市議会	議員	中村 美奈子
3		小諸市議会	議員	土屋 さつき
4		小諸市議会	議員	小林 哲子
5		小諸市議会	議員	青木 春美
6		小諸市議会	議員	楚山 伸二
7		小諸市議会	議員	高橋 公
8		小諸市議会	議員	掛川 剛
9		小諸市議会	議員	田邊 久夫
10		小諸市議会	議員	山浦 利夫
11		小諸市議会	議員	早川 聖
12		小諸市議会	議員	竹内 健一
13		小諸市議会	議員	柏木 今朝男
14		小諸市議会	議員	清水 喜久男
15	市教委関係	小諸市教育委員会	教育長職務代理者	矢嶋 真
16		小諸市教育委員会	教育委員	柳澤 由美子
17		小諸市教育委員会	教育委員	田中 隆之
18		小諸市教育委員会	教育委員	小山 真紀
19	報道関係	信濃毎日新聞株式会社小諸支局	支局長	加賀 丈晴
20		株式会社小諸新聞社	編集長	清水 秀臣
21		株式会社東信ジャーナル社	取締役	井出 ちよみ
22		株式会社コミュニティテレビこもろ	統括部長	伊藤 貴光

会 長	1名
副 会 長	6名
常 任 委 員	27名
監 事	2名
委 員	13名
顧 問	1名
参 与	22名
計	72名

# 第1回総会

## 第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会第1回総会次第

### 1 開 会

### 2 議 事

#### 第1号議案

第82回国民スポーツ大会小諸市開催基本方針（案） P22

#### 第2号議案

第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会令和6年度事業計画（案） P23

#### 第3号議案

第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会令和6年度収支予算（案） P24

#### 第4号議案

第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会総会から常任委員会への  
委任事項（案） P25

### 3 報告事項

(1) 第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会事務局規程 P26

### 4 閉 会

## 第82回国民スポーツ大会小諸市開催基本方針(案)

### 1 基本方針

スポーツは、大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、人生をより豊かにし充実したものにするため、極めて重要なもののひとつです。

第82回国民スポーツ大会は、本市が目指す「住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸」の実現に向けて、市全体の絆と連帯感を高め、知恵と工夫を結集して開催します。

開催にあたっては、地域資源を最大限に活用し、効率化を図りながら、小諸市の多彩な魅力を全国に発信する大会を目指します。

この大会の開催を契機として、広くスポーツを普及・振興し、市民の健康増進や体力向上を図るとともに、誰もが健康で生きがいをもち、安全・安心で豊かな人生を営めるまちづくりを推進します。

### 2 実施目標

#### (1) 地域資源を活かし、郷土愛や誇りを醸成する大会

市民が国民スポーツ大会を契機に、小諸が有する人材、豊かな自然に培われた産業、これまで育まれてきた歴史や文化・伝統などの資源をさらに磨き上げ、自分たちが住むまちに愛着や誇りが持てる、小諸らしい大会を目指します

#### (2) 創意工夫を図り、みんなの力でつくる大会

近年のスポーツを取り巻く環境の変化も踏まえ、時代のニーズに沿った簡素化と既存施設の有効活用など創意工夫による大会運営を図り、市民・企業・団体・行政など多様な主体による知恵と工夫を集結した市民協働による大会を目指します。

#### (3) 小諸の魅力を全国へ発信する大会

全国から小諸を訪れる方を温かくお迎えし、心のこもったおもてなしをするとともに、小諸の豊かな自然や歴史・文化、食など、小諸の誇れる魅力を全国に発信します。

#### (4) 小諸の子どもたちを育み、未来へつなぐ大会

スポーツを通じて、人材育成や学びの環境づくりなど、心豊かで自立した人が育つまちづくりから、小諸で選手が育ち、その選手が指導者となり次世代を育成するなど、スポーツ環境を好循環させ、夢や希望を未来へつなぐ大会を目指します。

## 第2号議案

### 第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会令和6年度事業計画（案）

#### 1 開催準備業務の推進

- (1) 専門委員会の設置
  - ・総務企画専門委員会
  - ・競技式典専門委員会
  - ・宿泊衛生専門委員会
  - ・輸送交通専門委員会
- (2) 広報・啓発活動等の推進
- (3) 各種調査への対応
- (4) その他、開催準備に必要な業務の推進

#### 2 諸会議の開催

- (1) 総会
  - ・第1回総会（令和6年7月17日）
- (2) 常任委員会
  - ・第1回常任委員会（令和7年1月から2月）（予定）

#### 3 関係機関及び関係団体等との連絡調整

- (1) 県国スポ・全障スポ準備課との連絡調整（県が実施する各種調査を含む）
- (2) 県競技団体との連絡調整
- (3) その他、関係機関・団体等との連絡調整

#### 4 先催市の開催・準備状況等の調査研究

- (1) 第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」の視察
- (2) 第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」事業概要説明会への出席等
- (3) 第79回国民スポーツ大会リハーサル大会等の視察
- (4) 先催市の開催・準備状況の情報収集及び調査研究等

#### 5 その他開催準備業務の推進

第3号議案

第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会令和6年度収支予算（案）

【収入の部】

（単位：円）

科 目	予算額	説 明
負担金	3,190,000	小諸市負担金
諸収入	0	預金利息等
合 計	3,190,000	

【支出の部】

（単位：円）

科 目	予算額	説 明
総務費	90,000	
会議費	50,000	会議開催経費
事務局費	40,000	消耗品等事務経費
開催推進費	3,100,000	
調査費	1,300,000	先催県視察等旅費
広報啓発費	1,000,000	広報啓発活動経費
競技運営準備費	800,000	競技運営準備経費
合 計	3,190,000	

※ 支出科目の予算額に過不足が生じた場合は、科目間において経費の流用ができるものとする。

## 第4号議案

### 第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会総会から 常任委員会への委任事項（案）

第82回国民スポーツ大会小諸市準備委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 広報、市民協働および歓迎・おもてなしに関すること。
- 3 競技、式典、施設に関すること。
- 4 宿泊および医事衛生に関すること。
- 5 輸送、交通、警備および消防に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

## 第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会事務局規程

### 第 1 章 総則

#### (趣旨)

第 1 条 この規程は、第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会会則（以下「会則」という。）第 15 条第 2 項の規定に基づき、第 8 2 回国民スポーツ大会小諸市準備委員会（以下「準備委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 章 事務局

#### (事務局)

第 2 条 事務局は、小諸市教育委員会事務局国民スポーツ大会準備室に置く。

#### (所掌事務)

第 3 条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 準備委員会の組織、人事、服務等に関すること。
- (2) 総会、常任委員会及び専門委員会の開催運営に関すること。
- (3) 本会の事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 本会の予算、決算及び監査に関すること。
- (5) その他、本会の運営に関し必要な事項に関すること。

#### (職員)

第 4 条 事務局に別表第 1 の左欄に掲げる職員を置き、同表の右欄に掲げる小諸市職員をもって充てる。

- 2 前項の職員のほか、必要に応じ事務局に会計年度任用職員等を置くことができる。
- 3 前 2 項の職員は、準備委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

#### (職務)

第 5 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局主任は、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故があるとき又は事務局次長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

#### (服務)

第 6 条 職員の服務については、小諸市役所処務及び服務に関する規程（昭和 29 年小諸市訓令第 4 号）の例による。

### 第 3 章 決裁

#### (決裁事項)

第 7 条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 準備委員会の委員及び役員（以下「委員等」という。）の委嘱に関すること。
- (4) 準備委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に重要であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長の専決事項は、別表第2のとおりとする。なお、工事その他の予算執行に係る事項については、小諸市事務専決及び代決規程（昭和45年8月1日訓令第3号）を準用し、副市長及び部長の区分は事務局長、課長の区分は事務局次長の専決事項とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要と認められる事項については、別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特に異例と認められる事項については、あらかじめ会長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、別表第3のとおり会長があらかじめ指名した副会長が代決する。

- 2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。
- 3 事務局次長が不在のときは、事務局主任がその事務を代決する。

第4章 文書の取扱い

(文書の記号及び番号)

第10条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

- 2 文書の記号は、「教国」とする。
- 3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(文書)

第11条 文書の取扱いについては、小諸市公文書管理規程（平成27年3月13日訓令第3号）の例による。

- 2 会則第20条の規定により、準備委員会が解散したときは、保存文書を小諸市へ引き継ぐものとする。

第5章 公印

(公印)

第12条 準備委員会の公印は、別表第4のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局長が管理する。
- 3 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、小諸市公印規則（昭和45年小諸市規則第11号）の例による。

第6章 財務

(旅費)

第13条 職員が職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の規定による旅費の額については、職員の旅費に関する条例（昭和29年小諸市条例第27号）の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

(費用弁償)

第14条 委員等が会務のために旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。ただし、会則第10条に規定する会議の出席に要する経費については、この限りでない。

- 2 前項において支給される費用弁償の額及びその支給方法については、小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年小諸市条例第20号）の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が定めるところによることができる。

(予算)

第 15 条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた事由に基づき、予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第 16 条 事務局長は、毎会計年度終了後に、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第 18 条の規定により、監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第 17 条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第 18 条 現金の出納は、事務局長が指定する金融機関を通じて行うものとする。

(その他財務に関する取扱い)

第 19 条 設立準備段階における財務事務は、小諸市財務規則（昭和 55 年 6 月 27 日規則第 16 号）等に準じた処理を行うものとする。

2 この章に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、小諸市財務規則の例による。

## 第 7 章 補則

(委任)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 17 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事務局長	小諸市教育委員会事務局 教育次長
事務局次長	小諸市教育委員会事務局 国民スポーツ大会準備室長
事務局主任	小諸市教育委員会事務局 国民スポーツ大会準備室 国民スポーツ大会準備係長
事務局職員	小諸市教育委員会事務局 国民スポーツ大会準備室 国民スポーツ大会準備係職員

別表第2（第8条関係）

事項	事務局長専決事項	事務局次長専決事項
1 申請、届出、通知、照会、回答、報告に関する事	重要なもの	軽易なもの
2 会計年度任用職員等の任免に関する事		○
3 会計年度任用職員等の服務に関する事		○
4 職員の事務の分担に関する事		○
5 旅行命令に関する事	委員等、事務局次長	事務局主任、事務局職員、 会計年度任用職員等
6 予算の流用に関する事	科目の流用	費目の流用
7 収入調定、支出命令に関する事		○
8 刊行物の発行に関する事	特に重要な刊行物に関する事	刊行物に関する事
9 その他	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関する事	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関する事

別表第3（第9条関係）

順位	代決者
1	小諸市副市長
2	小諸市教育長

別表第4（第12条関係）

名称	寸法（ミリメートル）	用途
第82回国民スポーツ大会 小諸市準備委員会会長之印	方24	会長名をもってする文書



